

平成 24 年(行ウ)第 15 号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原 告 大 石 光 伸 外 265 名

被 告 国 外 1 名

準備書面 (5 6)

～被害論(18) 川俣町山木屋地区のコミュニティ破壊～

2017 (平成 29) 年 10 月 日

水戸地方裁判所民事第 2 部 御 中

原告ら訴訟代理人弁護士 河 合 弘 之
外

第 1 本書面の内容

本書面は、福島地方裁判所いわき支部平成 24 年(ワ)第 213 号、平成 25 年(ワ)第 131 号、同第 252 号、平成 26 年(ワ)第 101 号、平成 27 年(ワ)第 34 号・福島原発避難者損害賠償請求事件(原告・早川篤雄 外 585 名、被告・東京電力ホールディングス株式会社、以下「別件訴訟事件」という)において、平成 28 年 11 月 10 日に実施された、福島県伊達郡川俣町山木屋地区(同地区外に所在する仮設住宅も含む)における検証(以下「本件検証」という)の結果を踏まえ、当該事件の原告らのふるさと・山木屋とはどのようなものであったのか、そのふるさと・コミュニティが福島第一原発事故の結果、どのように破壊されてしまったのかについて、述べるものである。

ここで述べることは、単に、福島第一原発事故の結果がこのような

ものであったというにとどまらず、東海第二原発が過酷事故を起こした場合には、その周囲に数多く存在する農村コミュニティが、決定的に破壊されてしまうということを意味している。

なお、本書面で述べることは、人格権に基づく差止請求においては、本件原発が事故を起こした場合に、原告らの生命・健康、その他の権利について、重大な侵害を生ずるものであること、行政事件訴訟法上の再稼働許可差止請求においては、行政事件訴訟法第 37 条の 4 第 1 項に定める「一定の処分…がされることにより重大な損害を生ずるおそれがある場合」という要件に関するものである。

第 2 山木屋地区の概要

1 山木屋地区の概要

山木屋地区は、福島県伊達郡川俣町の東南部に位置している。同地区は、阿武隈山地の中の、標高約 400～600m の盆地となっている。

福島第一原発事故前には、同地区には、約 340 戸、1100 名余の人たちが住んでいた。

同地区の主な産業は農業であり、水稻、葉タバコ、花卉などの栽培が盛んであった。また、酪農、肉牛等の牧畜業も行われていた。

2 福島第一原発事故と山木屋地区

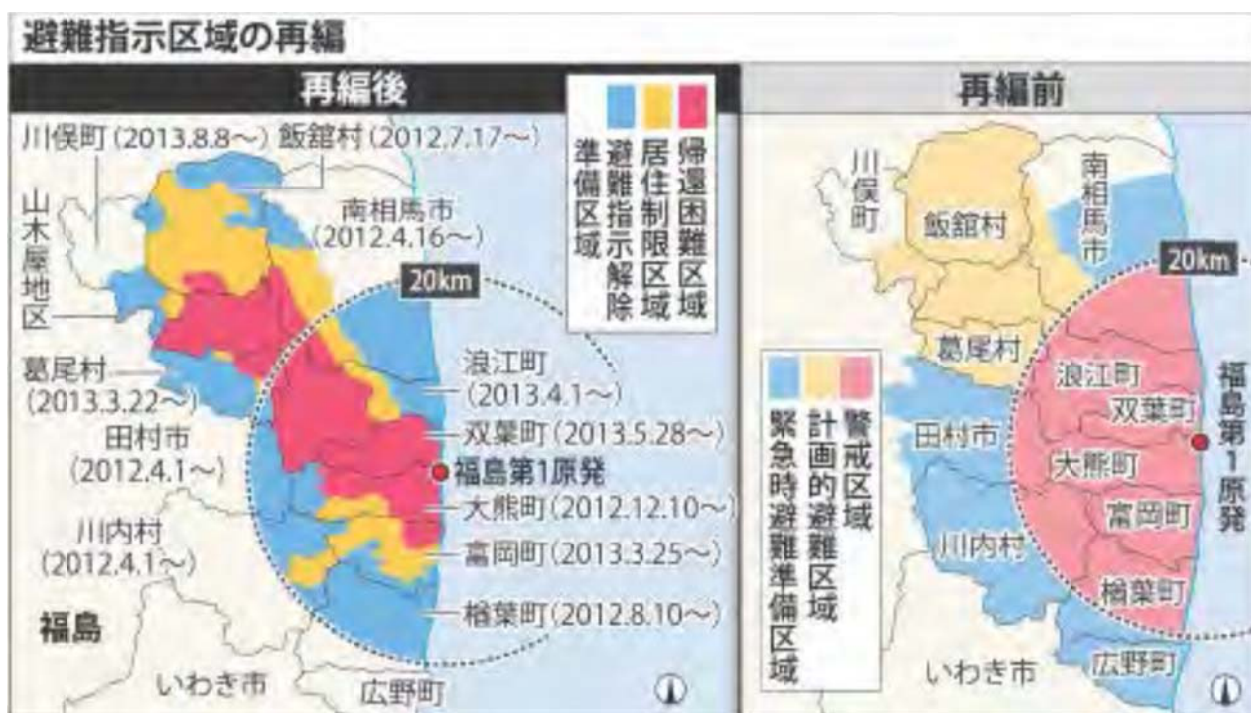
山木屋地区は、福島第一原発から約 40 km に位置しており、平成 23 年 3 月 11 日に発生した同原発事故の後、しばらくは避難指示が出されなかった。しかし、同地区は、同年 3 月 15 日に同原発から東南の風に乗って飛来した放射性物質の通り道にあたり、放射性物質が高い濃度で沈着することとなった。

その後、同年 4 月 22 日、同地区は計画的避難区域に指定され、全住民に対して避難指示が出された。そして、同年 6～7 月に全住民の避難

が行われた。しかし、この間、同地区の住民らは、3～4カ月に亘って、高い濃度の放射能汚染に曝されることとなった。

平成 25 年 8 月 8 日には、避難区域の見直しがなされ、浪江町との境に近い「乙 8 区」と言われる地区(山木屋地区は、後述するように、11 の「区」から成る)だけは居住制限区域とされ、その余の地区は、避難指示解除準備区域となった。

そして、平成 29 年 3 月 31 日、避難指示解除準備区域は、避難指示が解除され、住民は帰還できることとされた。しかし、福島第一原発事故によって破壊されたコミュニティが回復されることはなかった。その実態が、本件検証によって、明らかにされたのである。



平成 25 年 8 月 8 日の避難指示区域の再編

第 3 本件検証からわかった山木屋の現状

1 本件検証の概要

(1) 本件検証の日時

本件検証は、平成 28 年 11 月 28 日午前 9 時 50 分に開始され、午後 4 時 30 分ころ、終了した。気温は約 4℃であり、寒い一日であった。阿武隈山地の山村の晩秋を、文字通り、肌で体感することができた。

なお、以下の記述の中に、別件訴訟事件の原告となっている者の氏名が出てくるが、それらの人たちを、「住民●●」と称することとする。

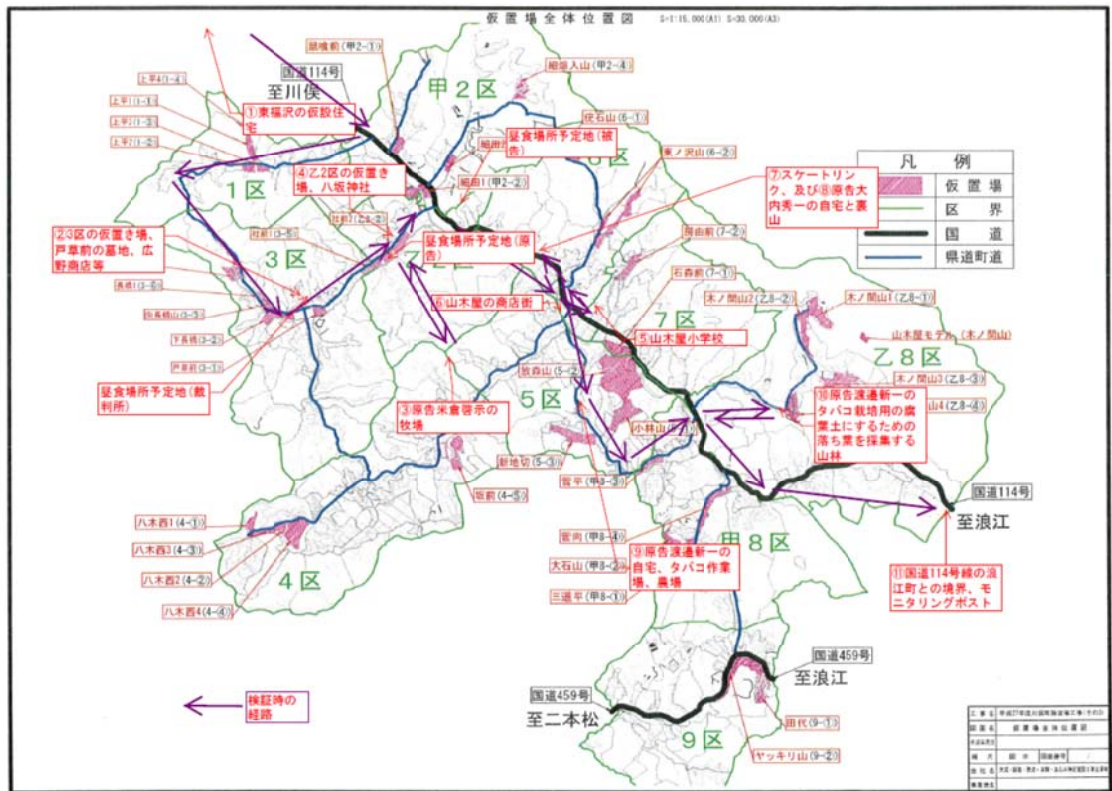
(2) 本件検証の検証場所及びルート

本件検証において見分を行った場所は、次の 11 カ所である。即ち、①住民渡邊直一の仮設住宅、②3 区の仮置場等、③住民米倉啓示の牧場、④八坂神社及びその周辺、⑤山木屋小学校、⑥山木屋中心地、⑦絹の里やまきやスケートリンク、⑧住民大内秀一の自宅裏の畑及び里山、⑨住民渡邊新一の自宅・タバコ作業場・農地等、⑩住民渡邊新一の山林、⑪国道 114 号線の浪江町との境界付近、である。このうち、①の住民渡邊直一は、⑨⑩の住民渡邊進一の父であり、当然のことながら、本件事故以前は、⑨の自宅に住んでいたのである。

上記 11 カ所のうち、①の仮設住宅は、川俣町大字東福沢というところであり、山木屋地区の外にある。この仮設住宅は、川俣町の中心地の近くに作られたものであり、山木屋地区から国道 114 号線を通って約 11 km の距離にある。また、上記②～⑪は全て山木屋地区内にある。

本件検証の際に通ったルートは、次の図のとおりである。①の仮設住宅を見分した後、国道 114 号線を通って山木屋地区に入った。後に述べるように、山木屋地区は、全部で 11 の区から成り立っているが、本件検証で通過した地区は、概ね 1 区、3 区、乙 2 区、6 区、7 区、5 区、乙 8 区である。実際に立ち寄った見分場所の他、通過す

る車窓から、山木屋地区の本来農地であった土地のあちらこちらにフレコンバッグの山が築かれていることが確認された。また、山木屋地区の山林の多くは落葉広葉樹林となっているが、本件検証の日、平成 29 年の秋の終わりを告げる見事な紅葉が見られた。この山林は、所謂里山であり、住民たちの手が入って、維持されて来たものである。この紅葉は、山木屋地区の住民たちが作り上げた芸術作品であると言っても過言ではない。



山木屋地区の検証場所及び検証ルート

また、国道 114 号線は、山木屋地区のほぼ中央を、を北西から東南方向に横断している。同国道は、概ね、口太川流域の平地となったところを通っている。本件検証では、同国道を通過して山木屋地区を横断した形になる。そして、本件検証では、一部(1区→3区→乙2区、乙8区)、同国道から離れて、山間部にも入った。本件検証では、

山木屋地区の大まかな概要を見ることができたものである。

(3) 放射線量の測定

本件検証においては、①米倉牧場、②住民大内秀一の自宅裏の畑、③同住民の自宅裏の里山、④住民渡邊新一の山林、⑤国道 114 号線の浪江町との境界付近のモニタリングポスト周辺、⑥国道 114 号線の浪江町との境界に設けられたゲート、の 6 カ所において、放射線量の測定を行った。線量測定は、住民側及び被告側において、それぞれ、測定機器を以て測定を行った。

3 検証の結果明らかになったこと

(1) 山木屋の全体状況

ア 山木屋の地形

山木屋地区は、阿武隈山地に四方を囲まれた盆地であり、標高は概ね 400～600m である。川俣町の中心地の標高は約 200m であり、山木屋地区はそこから約 200～400m ほど、標高が高くなっている(甲●[指示説明]6 頁)。標高が高い分、気温も周囲の地域よりも寒冷であり、夏でも比較的涼しい気候である。

山木屋地区は山地が多く部分を占めており、一部に杉・檜等の植林も見られるが、大部分は落葉広葉樹が主体となった二次林である。

山木屋地区は、阿武隈川の支流である口太川の源流域となっている。口太川等の川の流域の低地や、山地の裾野は、本件事故前は、米や葉タバコ等の作物を作る農地となっていた。

イ 山木屋の区

山木屋地区には、本件事故以前は約 340 戸の戸数があり、1 区～9 区(2 区と 8 区は、それぞれ、甲乙の 2 区に分かれている)の、全部で 11 の区からなっていた。このうち、1 区～4 区を上組、5

区～9区を下組と言っていた(甲●[指示説明]6頁、26頁、甲●Ⅱ・写真2-1)。

山木屋地区は、7区に中心地があり、小さいながらも街並みを形成しているが、人家は、地区内に広く散在している。山木屋地区は、国道114号線を通って西北の端から東南の端まで約8.6km、車で約10分程度の距離であり、盆地と言う性質も相俟って、地区としてのまとまり、繋がりが非常に強い。また、各区毎のまとまりもよい。

ウ 山木屋での生活空間

山木屋地区の住民は、専業農家も多数おり、専業農家ではない家でも、多かれ少なかれ、農業を行っていた。本件検証で自宅ないしその周辺の見分を行った住民大内秀一は兼業農家であり、住民渡邊新一は専業農家である。この両家において見られたように、山木屋の農家は、広い敷地にゆったりとした家が建てられている。そして、家の敷地の周囲に農地や里山が広がっている。このような、家の周囲に広がる農地や里山も、山木屋の人たちの日常生活空間となっていた。

エ 山木屋の生活空間を占める除染物等の山

ところが、本件事故後の山木屋は、本件検証において、3区や乙2区において見分を行ったように、低地の、かつては良好な水田であったところの多くの場所が、除染土壌や除染廃棄物の仮置場とされており、フレコンバッグの山と化している。このような仮置場は、山木屋の11ある行政区のそれぞれに設置されており、それぞれの仮置場は、その設置された区から排出された除染物等が置かれている。

山木屋全体では、田んぼの総面積の約3割程度が仮置場として

利用されている。また、山木屋では、仮置場の総面積は約 107 ㎡であるが、その約 8 割の 88 万㎡が元農地である。

フレコンバッグの上には防水シートが掛けられているが、防水シートもフレコンバッグも紫外線には弱く、いつ破損するかもわからない状態となっている。これらが破損すれば、周囲に放射性物質が漏れ出すことになる。

これらの除染物は、双葉郡大熊町及び双葉町に国が設置する予定の中間貯蔵施設に搬入される予定となっている。しかし、現状では、国は、用地の取得にも苦慮しているようであり、中間貯蔵施設の建設は進んでいない。国は、元来、住民たちに対して、仮置場を 3 年で撤去すると言っていたが、震災から 5 年以上経過した現在においても、撤去されていないばかりか、今後も、撤去の見通しは全く立っていない。

さらに、今後は、上記の除染物のための仮置場の他に、家屋の解体によって発生する解体廃棄物のための仮置場も設置される予定であり、さらに多くの農地が、仮置場と化してしまうことになる(以上、甲●[指示説明]6～8 頁、22 頁、甲●Ⅱ・写真 2-2)。

オ 除染について

除染は、表土を数 cm 除去して行うものである。除染が行われた農地は、それまで長年、何代にも亘って生産性を高めてきた養分豊かな土壌が剥ぎ取られてしまっているのである。そのため、本件事故以前と同様の生産性を有する農地を復活させるためには、相当の年月をかける必要がある(甲●[指示説明]56 頁)。

カ 本件事故の結果生じた山木屋の汚染

本件事故の結果、福島第一原発から大量の放射性物質が放出された。平成 23 年 3 月 15 日に、同原発から北西方向に向かって強

風が吹いたため、高濃度の放射性物質が山木屋方面に降り注ぐこととなった。国道 114 号線は、浪江町との境界から、谷沿いに、西方ないし西北方に、山木屋地区の中心に向かって降りていくが、高濃度の放射性物質は、ほぼ、同国道に沿って移動し、山木屋地区全体を汚染するに至った。同年 4 月末の時点で、山木屋地区は、文部科学省の調査によると、Cs134 及び 137 の蓄積量が 300 万～3000 万 Bq/m²に達していた(甲●Ⅱ・写真 11-2)。この数値は、以下に述べるように、山木屋地区全域がチェルノブイリ事故における、居住禁止区域に該当したことを意味している。

同年 8 月 23 日における文部科学省による調査の結果でも、例えば、国道 114 号線の浪江町との境界付近の広久保山地区は、Cs134 及び 137 の合計で、165 万 Bq /m²という値を記録していたが、この値は、チェルノブイリ事故のために設定された厳戒管理区域(55 万 5000～148 万 Bq/m²)を遙かに超え、居住禁止区域(148 万 Bq/m²～)に該当するものである。また、この調査結果では、山木屋地区内の他の地区でも、同じく Cs134+137 の合計で、約 40 万 Bq /m²前後に達していたが、この数値は、チェルノブイリ事故の基準で言えば、移住の権利が認められる高汚染区域(18 万 5000～55 万 5000Bq/m²)に該当する(甲●Ⅱ・写真 11-1)。

キ 山木屋における里山の汚染

前述の通り、本件検証においては、放射線量の測定が行われたが、浪江町との境界のゲート付近では、住民側、被告側で、それぞれ、2.70 μ Sv /h、2.64 μ Sv/h であった。

住民渡邊新一の山林では、住民側、被告側で、それぞれ、1.75 μ Sv/m²、1.70 μ Sv/m²であった。この測定箇所は、既に除染が行われた箇所である。しかし、山木屋地区の山林の殆どは除染されて

いない。除染されていない場所の放射線量は、上記の数値を遙かに超えていることが推測される。山木屋地区では、主要産業の葉タバコ作りのために山の木の葉を用いて腐葉土を作っている。このように、山木屋地区では、自然の恵みを生かした産業を営んできたが、山林の高い濃度の汚染状況は、このような山木屋の産業を根底から破壊するものとなっている。

また、住民大内秀一の自宅裏の里山での測定結果は、住民側、被告側で、それぞれ、 $1.10 \mu \text{ Sv/h}$ 、 $1.02 \mu \text{ Sv/h}$ であった。この里山は、全体が除染されているわけではなく、除染されているのは一定の範囲である。同住民は、この里山の中において、天神様を祀っており、家族のみならず近所の子どもたちも参拝に訪れていた。この里山の中には、他にも稲荷様や弘法大師の祠もある。また同住民は、この里山の中で、様々なキノコや山菜の栽培を行っていた。このように、同住民にとって、自宅裏の里山は、日常生活の中で様々な利用する場所であった。同住民に限らず、山木屋地区の住民の多くの住宅は、農地や里山が一体となっており、日常生活の中で様々な利用されてきた。しかし、そのような日常生活の中に位置づけられていた里山の多くの部分が除染されていないし、高い濃度の放射性物質によって汚染されている。山木屋地区の住宅は、本件事故前のような、日常的に自然と触れ合える生活ができる場所ではなくなってしまう。

それから、山木屋地区の中心にある「神武山公園」は、本件事故以前は、身近な子どもたちの遊び場となっており、放課後や昼休み当には子どもたちが毎日のようにやってきましたし、入学式や卒業式の際の思いでの場所・記念撮影の場所として利用されてきた(甲●II・写真5-6)。またこの場所は花見の名所でもあり、地域の様々

な人に安らぎを与えてくれる場であった。しかし、このような地域の中心にある場所でさえ、放射線量が高く、人々が安心して立ち入れる場所ではなくなってしまう(甲●[指示説明]36～37頁)。

そして、3区では、小高い丘の上の木立に囲まれた場所に、同区の集会場として利用されてきた薬師様の建物があるが、この建物の回りも除染がされておらず、高い放射線量のまま放置された状態にある(甲●[指示説明]9頁)。このように、山木屋地区では、日常的に利用されていた場所でさえも、未だに除染がされておらず、高い放射線量のまま放置されている場所が多々ある。

(2) 山木屋での生活

ア 祖先から受け継いできた山木屋

山木屋地区は、住民らを含む住民らが、先祖たちから何代にも亘って伝えられたふるさとである。山木屋地区には、遅くとも今から約400年前には人々が住んで農業を中心とした生活を営んでいた。山木屋に伝わる三匹獅子舞(詳細は後述する)は、そのころ、農作物を食い荒らす獣を鎮めるための儀式として、豊作と村の安全を願って始められたものと言われている(甲●[指示説明]23頁)。

また、山木屋地区の中心となっている字問屋という地区は、幕藩時代は相馬藩と二本松藩の国境となっており、現在「神武山公園」と呼ばれている場所は、藩士2名が配置された館跡である。この地区は、相馬藩から送られてくる塩を輸送するための「塩の道」(甲●[指示説明]36頁には「商の道」とあるが、「塩の道」が正しい)が通っており、浜通りと中通りとの交易の場として栄えた(甲●[指示説明]36～37頁)。

そして、山木屋地区の多くの住民たちは、農業を営んできたが、

現在の山木屋地区の農業は、先祖たちが作り上げた土壌、里山、地域に適合した作物・品種を踏まえて成り立っている。前述したような、山林の落ち葉を腐葉土として利用する農業は、落葉広葉樹を中心とした里山を作ってきた。この里山は、住民たちの日常生活の場となり、住民たちに余暇や安らぎを与える場となっていたと同時に、住民たちが日常的に目にする風景ともなっていた。

このように、数 100 年以上前の祖先たちから連綿と築き上げてきた文化、産業、自然、風景は、山木屋の人たちにとって、何物にも代えがたい、自らのアイデンティティの源泉となっていたのである。

イ 山木屋でのゆったりとした生活

山木屋の多くの住民たちは、先祖から受け継いだ家に住み、家業の農業を営んでいた。

例えば、住民大内秀一の自宅の裏には、約 1600 m²の広さの畑がある。同住民は、この畑でブルーベリーを栽培し、毎年 350kg くらいの収穫を得ていた。同住民は、このブルーベリーを、自家消費するほか、知人に採りに来てもらったり、知人に持って行ってあげたりするなどしていた。山木屋地区の人たちの畑は、産業の場であるだけでなく、人々の交流の場ともなっていたのである。それから、同住民の畑のさらに裏には里山があり、氏神様を祀ったり、キノコや山菜の栽培を行ったりする場となっていたことは、既に述べた通りである。さらに同住民は、この里山のさらに裏側にある畑で、山ブドウや野ブドウの栽培を行ったり、里山の近くにある小さな池では土壌やタニシの養殖も行ったりするなどしていた(甲●[指示説明]48～51 頁)。

また、住民渡邊新一は、代々続く農家の 8 代目であり、現在の

住居に居を構えて、農業を営み、地域社会の中心となっていた。同住民の家は、1階が約 210 m²、2階が約 170 m²、合計約 380 m²あり、本件事故前には、この家に大人 5 名が住んでいた。一人当たりの居住空間は約 75 m²あった。そして、この家は、広い庭を持つ敷地の中にあり、家の敷地の周囲には、タバコ作業場、農地、裏山が広がっている(甲●[指示説明]52～55 頁、図 9-2、9-3、甲●II・写真 9-5、9-6)。

このように、多くの住民を含む山木屋地区の人たちは、田畑や裏山が生活の一部となった生活、広い空間でゆったりとした生活を送っていたのである。

ウ 本件事故によって失われた山木屋での生活

上記のような山木屋地区でのゆったりとした、緑に囲まれた生活が、本件事故の結果、どのように変わってしまったのか。

住民渡邊直一、住民渡邊サクは、前記住民渡邊新一の両親である。当然ことながら、本件事故以前には、同住民らは、前記(2)に記載したような、広い家で、家族 5 人で暮らしていた。山木屋の家には、家族の居間の他に、住民渡邊直一・住民渡邊サク夫妻の部屋と寝室があった(甲●[指示説明]56 頁)。

同住民らは、本件事故のために、山木屋の自宅から避難をすることを余儀なくされ、その後、平成 23 年 7 月から、川俣町東福沢字坊ノ入 1 番地 1 所在の仮設住宅に住むこととなった。この仮設住宅は、全部で 160 戸あり、間取りは 1K、2K、3K の 3 種類で、それぞれ、39 戸、82 戸、39 戸となっている。同住民らが居住する部屋は、2DK であり、広さは 30 m²弱である。この空間に同住民ら 2 名が住んでいる(甲●[指示説明]2～3 頁、甲●II・写真 1-1、1-2、1-3)。山木屋で暮らしていたときの居住空間と比べると、僅

か 1/5 にしか過ぎない。これは、建物の面積を比較したものであり、山木屋の自宅には庭があり、里山があり、農地もあった。そして、何物にも代えがたいものとして家族 5 人の生活があったのである。

この仮設住宅は、上記のとおり、山木屋の自宅と比べるとあまりにも狭く、しかも隣の住宅の音が筒抜けとなっており、プライバシーを守ることもできない。また、厚さ・寒さ対策も不十分である。そして、同住民らは、避難する際に、しばらくすれば帰宅できるだろうと考えて、持ってきた家財道具類も必要最小限のものに過ぎなかった。しかも同住民らは、予想に反して、5 年以上にも及ぶ長期間に亘ることとなった(甲●[指示説明]4 頁)。このように、同住民らは、仮設住宅において、山木屋における生活とは比べ物にならない、窮屈な、周囲に気を使う、何もすることがなく、しかも、周囲にいるはずだった家族がいない淋しい生活を、長期間に亘って送らざるを得ないこととなったのである。

エ 除染物の山と化した山木屋

一方、本件事故後の山木屋地区は、既に述べたように、そこかしこに除染物の仮置場があり、しかも、従前は日常的な生活空間であった里山や、身近な公園や集会場でさえも、除染が十分にされておらず、放射線量は高いままとなっている。除染が既に行われた場所でさえも、高い濃度の放射線が検出される場所もある。

そのような山木屋地区は、従前と同様の、ゆったりとした、里山や農地をも日常生活の場とした生活が可能な場所ではなくなってしまっている。

オ 若い世代が帰って来ない山木屋

山木屋地区では、三世代、四世代が同居する家族が多かった。

上記住民渡邊直一らの家族も、同住民夫妻、住民渡邊新一夫妻、住民渡邊優太の三世代が同居する家族であった。山木屋地区の自宅は、広い空間があり、部屋も多かったから、このような多世代家族が同居する生活も十分に可能であった。渡邊家は専業農家であったが、住民渡邊直一らの孫であり、住民渡邊新一の息子の住民渡邊優太は、本件事故前の平成 22 年に、農家を継ぐためにそれまでの仕事を辞め、農業に従事し始めていた。ところが本件事故のため、農業で生計を立てていくことは無理であると判断し、警察官となった(甲●[指示説明]3～4頁)。

このように、山木屋地区では、これまで営々と受け継がれてきた地区の産業を受け継ぐ次世代がいなくなってしまうている。このことは、若い世代の人たちが山木屋地区には住まなくなることの意味しているのであり、これまでのような多世代の家族が同居するような生活をするのが困難となっていることを意味している。

そして、山木屋地区では、後述するように、子どもたちが戻ってきていない。このことは、同地区が高齢者だけが生活する地区になってしまい、ひいては、山木屋地区のコミュニティの存続すらも危機に瀕していることを意味している。

(3) 山木屋の産業～その1 農業と牧畜業～

ア 山木屋の主力作物・葉タバコ農業

山木屋地区の主力産業として、第一に挙げるべきは、農業である。山木屋では、水稻栽培の他、葉タバコが主力作物の一つとなっている。

住民渡邊新一の家では、本件事故以前は、田約 7.2ha、畑約 6.5ha を作っていたが、何れの耕作地も、整地作業ばかりではなく、土

壤改良を重ねて、安定した生産高を得ることができるようになっていた。

葉タバコの栽培について少し述べると、葉タバコ栽培は、1月上旬から約1か月かけて種まきを行うことから始まる。4月初めころ、タバコ農家は、ある程度育った苗を育苗センターから買ってくる。この時、苗はポットに仮植えするが、山木屋地区の春はまだ寒いので、熱で温める必要がある。住民渡邊新一の家では、里山から採取してきた木の葉に肥料を混ぜて発酵させていたが、この発酵の時に熱が発生するので、その発酵肥料の上にポットを置いていた。またこの発酵肥料は2年くらいで完熟し、落ち葉堆肥となるので、これをポットに入れて肥料として使っていた。このように、山木屋のタバコ農家では、里山の落ち葉等、自然にあるものを有効に利用していたのである。

仮植えにした葉タバコの苗は、20日ほどで大きくなり、4月下旬ころに畑に植え替える。そして6月末ころから収穫が始まる。繁忙期は7月末から8月のお盆前ころまでである。収穫したタバコは乾燥させるが、最後に「ちょうどよい水分」にして出荷する。この「ちょうどよい水分」は、最終的にはJTの鑑定人が葉タバコを握って鑑定することになるが、この感覚を体得するためには、長年の経験と知識の積み重ねが必要となる。

また、葉タバコ栽培を行うためには、多くの工程を踏まなければならない、乾燥機械等の多数の農業用施設・機械、人手が必要とされる(以上、甲●[指示説明]55～59頁、甲●Ⅱ・写真9-5～9-15)。

イ 本件事故によって破壊された葉タバコ農業

ところが、既に述べたように、葉タバコ栽培に必要な木の葉を採取するための山林の多くは除染がされておらず、あるいは除染

がされていても未だに高濃度の放射線量が測定されている。従って、避難指示が解除されたとしても、本件事故前と同様の葉タバコ栽培の再開は不可能であろうと思われる。

また、住民渡邊新一の葉タバコ乾燥施設は、宅地建物除染の対象とはなっておらず、現状のままで使用することはできない状態である。葉タバコ農家の乾燥施設は、同じような状況となっており、葉タバコ栽培を再開しようと思ったならば、多額の投資をすることが必要とされる。

さらに、前述したように、葉タバコ栽培には、長年の経験と知識が必要とされるのであり、この農業を将来に伝えていくためには、長期間に亘って後継者を育成していく必要がある。しかし、住民渡邊新一の家では、やはり前述したように、後継者となる予定であった長男の住民渡邊優太が、本件事故後の山木屋地区での農業の継続が困難であると判断し、別の職業に就いてしまっている。この点もほかの葉タバコ農家においても同様となっている(甲●[指示説明]59～60頁)。

従って、山木屋地区では、従前と同様の葉タバコ栽培を再開することは、困難であるという他はない。

そして、農業を生業としてきた農家では、農業ができなくなってしまうと、米も野菜も買って食べなければならなくなってしまう(甲●[指示説明]5頁)。これまで、自宅で作った米や野菜を、家族で食べてきた多くの住民たちにとって、山木屋で生活をしていくことは困難となってしまうであろう。

ウ 山木屋の主力産業・牧畜業

山木屋地区では、牧畜業も主力産業の一つであった。山木屋地区は標高が高く、寒冷地であり、農業に適さない土地も多かった

ため、牧畜業も盛んとなった。

例えば、国道 114 号線沿いの、浪江町との境界付近は、標高 576m であるが、その周辺には、例えば、「みちのくグリーン牧場」等の牧場があり、多くの乳牛を飼っていた。同牧場は、低温殺菌の牛乳、ナチュラルチーズ等で有名であった。また、その周辺には約 1000 羽の川俣軍鶏を飼う養鶏場もあった。しかし、この地点は、先述したように、放射線量が高く、牧畜業を再開することは困難である(甲●[指示説明]65～66 頁)。

エ 住民米倉啓示の山地酪農

住民米倉啓示の牧場(以下「米倉牧場」という)は、山木屋地区の自然豊かな広大な土地を利用して、山地酪農を展開していた牧場である。

山地酪農とは、広大な山地を利用し、そこに適した野草を生やし、その場所に牛を放牧して搾乳するという方式の酪農である。米倉牧場では、牛を昼夜放牧し、搾乳の時だけ牛舎に入れることとしていた。そして牧草地には農薬や化学肥料を使わないこととしていたが、そのため、この牧場に適した自然草を作り、放牧に適した牛を作る必要がある。また、山地酪農は、自然草を用いた酪農であるため、草の収量も少なく、1ha あたり 1、2 頭程度の牛しか飼えない。そのような牧草や牛を作るためには、最低 15 年は必要とされる。米倉牧場では、切り開いた山林の痩せ地に動物の糞尿を運んできて作土をするなどの努力を重ねて、30 年という年月をかけて、ようやく酪農らしくなってきたところであった。

それから、酪農を行うためには、成牛舎、育成舎、搾乳舎等の牛を育成・飼育するために必要な設備、牛の越冬用の餌を蓄えるためのサイロ等の施設が必要である。また、牧場の仕事は、搾乳、

配合飼料の給餌、餌をサイロに詰める、放牧地の見回り等の作業のため、1日に15時間を要する。搾乳や給餌は1年365日、1日も欠かせない仕事であり、酪農は年間4000時間を下らない長時間労働を要する仕事である。そのため、経営者が怪我や病気をして働けない時もどうしても出てくるから、仲間の手助けがないとやれない仕事である。

米倉牧場には、牛を放牧するための牧草地の他、越冬用の牧草を育てるための採草地もある。採草地には、牛の栄養を考えて、イネ科とマメ科の草の割合を、概ね7:1となるように、草地管理をする必要がある。

また、米倉牧場では、広大な自然の山地を利用する酪農を行っているため、山地の自然が提供してくれる春の山菜、秋のキノコ、栗等の天然の恵みが豊富に取れた。山木屋地区の伝統食の一つに、「凍み餅」というものがある。これは、山に生えているミヤマボクチという山草を取ってきて餅に搗きこみ、乾燥させ、凍らせて作るものである。住民米倉啓示は、この凍み餅が好物であり、毎年大寒のころに1年分を作り、毎日食べていた。同住民は、牧場の傍らに、多くの果樹や野菜も植えていた。同住民が山地酪農を始めたきっかけは、チーズに魅せられ、この地で採れるチーズを作るためには、山地酪農が適していると考えたからであった。同住民は、このような畑で取れたもの、酪農の産出物や天然の恵みを享受し、豊かな食生活送っていた。

さらに、広大な米倉牧場には、春や秋には川俣町各地から小中学生が遠足に訪れたり、多くの人たちが花見等に訪れたりしていた。米倉牧場は、人々の憩いの場ともなっていたのである(甲●[指示説明]10～21頁、甲●Ⅱ・写真3-1～3-17)。

オ 山木屋における牧畜業と農業の結びつき

ところで、米倉牧場では、牛の寝床のために、稲藁を敷いていたが、この稲藁は、山木屋地区内の稲作農家から分けてもらっていた。同牧場で農家から稲藁をもらうときには、牧場側から牛の糞尿を用いて作った堆肥を農家に渡すという交換を行っていた(甲●[指示説明]15頁)。また、稲作農家では、減反政策によってコメが作られなくなっても、休耕田において牧草等が栽培され、山木屋地区内の牧場に提供されていた(甲●[指示説明]8頁、甲●Ⅱ・写真2-4)。

このように、山木屋地区では、農業と牧畜業との間で相互に資源を循環させるなど、両者の間には強固な結びつきがあった。牧畜業が再開できるようになるためには、稲作農業の再開も必須となるのである。

カ 潰滅した住民米倉の牧場

本件事故の結果、米倉牧場は、高い濃度で放射能によって汚染された。住民米倉啓示が本件事故後に牧場の土を海外の検査機関に送って調べてもらったところ、136万 Bq/m²という数値が検出された。この値は、前述したチェルノブイリ事故後の基準では、厳戒管理区域に相当するものであり、「もう農業には適さない」という判断がなされた。本件検証の際に、住民側及び被告側において行った、同牧場の牧草地の放射線量測定では、両者ともに、1.01 μ Sv/h という高い濃度が検出された。

米倉牧場において酪農を再開するためには、牧草地、採草地から完全に放射能を除去する必要があるが、同牧場の広大な面積(約30ha)の全てにおいて除染を行うのはほとんど不可能である。また、除染を行うということは、表土を剥ぎ取ることであるが、表土を

剥ぎ取るということは、それまで土砂の流出を防止していた牧草も同時に除去するということである。同牧場は、山地の上の方に位置するため、同牧場の表土を剥ぎ取ると、山麓の方の田畑に土砂が流出して二次被害を与えてしまう。その上、牧草もろとも表土を剥ぎ取るということは、これまで長い年月をかけて作ってきた土壌を一度に失うことになる。同牧場では、除染を行ったとしても、酪農を再開することは凡そ不可能であるため、除染は行っていない(以上、甲●[指示説明]12～13頁)。

また、住民米倉啓示に豊かな暮らしをもたらしていた山の恵みのミヤマボクチは、山林が汚染されて除染もされていないような状態では採取することもできなくなっている。キノコ類は、それ自体が高い線量の汚染を受けている。例えば、山木屋地区で重宝されていた香り豊かなコウタケというキノコは、生の状態で1万3000Bq/kgという高い放射能濃度が検出された。これは、乾燥した状態では13万Bq/kgとなるということである(甲●[指示説明]17～18頁、甲●Ⅱ・写真3-18)。

そして、住民米倉啓示が人生の目標としていたチーズ作りもまた、完全に前途を閉ざされた。牛乳には汚染物質が濃縮されるが、チーズはさらにそれを濃縮して作るものである。従って、牧草地や採草地に少しでも放射能汚染があれば、チーズ作りは凡そ困難となる(甲●[指示説明]19頁)。

以上のとおり、山木屋地区で牧畜業を再開することはほとんど不可能な状態であるという他はない。

(4) 山木屋の産業～その2 商業～

ア 地域に密着した経営

山木屋地区の国道114号線に面したほぼ中央部の問屋と言われ

る地区には、同地区に 8 店舗ほどある商店のうち、6 店舗が立ち並んでいる。問屋には、商店以外にも、旅館、郵便局、駐在所、診療所、小中学校があり、山木屋地区の中心地であった。

問屋にある商店の一つ、鳴原商店は、住民鳴原益美の父の代、1950 年に開業した、山木屋地区で唯一の薬屋であり、本件事故前は、薬の他、雑貨、文具、衣料品等を販売していた。同商店の隣には、パン屋、美容室もあった。また、周辺地域には谷薬屋がないため、隣接する浪江町津島、飯舘村比曾、長泥等の住民も同商店を利用していた。

問屋は、複数の商店がそれぞれに特徴のある、且つ地元に着した商品を扱っており、全体で、他地区にない特徴を持った、山木屋地区ならではのスーパーマーケットのようになっていた。

山木屋地区は農家が多いので、鳴原商店では、農家に合わせて、朝は起きたら店を開け、夜は 21 時近くまで店を開けることが殆どであるなど、営業時間は長かった。同商店では、薬屋という性質上、夜中に症状の相談の電話がかかってくることもあった。年配の客が多かったため、客を送って行くことも多かった。寒い時や雨の時には、同商店に来れば帰りの心配をすることもなく買い物をすることができた。問屋には小中学校もあったが、子どもたちは帰り際に商店街を通るため、雨の日や暗くなった時等には親が迎えに車で馴染みの店で休ませてもらうということが日常的に行われていた。

同商店では、店主と客との関係も、単に買い物をするだけではなく、買い物に来たらお茶を飲んで話していく、客が取れた野菜を持ってくる、そのため、店主は一年中野菜を買ったことがない、というようなものであった(以上、甲●[指示説明]39～42 頁)。

このように、山木屋地区の商店は、地域の、農家を中心とする他の職業の人たちとの間で、人間的な、顔の見える付き合いを行っていたし、地域の多くの人が集まる憩いの場、休息の場となっていたのである。

山木屋地区には、問屋以外にも、例えば、3区に広野商店があり、それぞれの区において、地域の人が集まる場、憩う場となっていたのである(甲●[指示説明]9頁)。

イ 地域が崩壊して成り立たなくなった経営

本件事故の結果、山木屋地区だけではなく、周辺の浪江町津島、飯舘村等も全て避難をするということとなった。そのため、鳴原商店をはじめ、山木屋地区の商店の顧客は、いなくなってしまった(甲●[指示説明]42頁)。

多くの顧客を失ってしまった商店は、営業再開の見込みはない。山木屋地区に多くの住民とともにあった、しかも、山木屋地区にしかなかった、商店の殆どはもはやその場所にはなくなっているのである。

(5) 山木屋の文化

ア 地域の人たちの誇りであった三匹獅子舞

山木屋地区を象徴する伝統文化芸能であり、且つ同地区の人たちの誇りとなっていたのが、三匹獅子舞である。三匹獅子舞は、毎年10月1日(平成に入ってから10月の第1日曜日)に、乙2区にある八坂神社に奉納される。三匹獅子舞は、約400年前、地域の作物を食い荒らす獣を鎮めるための儀式として、豊作と村の安全を願って始まったものと言われている。昭和39年には川俣町無形文化財に指定された。また、山木屋の三匹獅子舞は、昭和42年、平成5年、平成25年と、これまで3度、福島県代表として、

伊勢神宮に奉納された。山木屋地区では、これを大変名誉なこととして、昭和 42 年の時と、平成 5 年の時の奉納について、八坂神社の境内に記念碑を建立している。

三匹獅子舞を毎年八坂神社に奉納することによって、信仰の場である神社が、地域住民統合の場となってきた。即ち、地域住民たちは、毎年奉納される三匹獅子舞の準備を協力して行うなど、三匹獅子舞を通じて、深い絆で結ばれ、山木屋地区を何物にも代えがたいふるさと・コミュニティとして形成してきたのである。

山木屋地区は、前述したように、上組(1区から4区)、下組(5区から9区)の2組から成っている。三匹獅子舞は、この上組、下組の2組が、1年交代で行う。上組と下組では、獅子頭の形も違って、踊りも囃子も全く異なっている。獅子舞の際に、三匹の獅子ともう一人、「千本」という造花を捧げ持って踊る者がいるが、この千本も、上組と下組とでは異なっている。

三匹獅子舞の踊り手は、小学校4～5年生から選ばれ、6年で交代するまで務める。囃子方は、踊り手の卒業生を中心に、横笛、太鼓、謡を習得した者が務める。

三匹獅子舞の練習は、祭礼の1か月前から準備に入る。準備は、その年の「宿」として決められた家で行われる。宿は、昔からの旧家が務めてきた。山木屋地区の三匹獅子舞は、この宿制度が厳格に守られてきているのが特徴である。踊り手や囃子方は、宿で練習を積む。そして、祭礼の前日は、宿に多くの地域住民が集まり、千本を作る。千本は、実際に1000本以上の造花から成っている。

祭礼の当日は、朝、宿で記念撮影をし、花火を合図にして「挨拶」の踊りを行い、八坂神社に向かう。八坂神社では、神楽殿前の中庭で、「三庭」(約60分の演目を一通り演ずることを「一庭」という)

踊る。その後、踊り手たちは、神社を出て「門付け」(依頼のあった家の軒先で踊ること)を行い、宿に帰着して一庭踊り、最後に直会という打ち上げを行い、祭礼は終了する(以上、甲●[指示説明]22～28頁)。

住民渡邊新一の家は、下組の宿を16年ごとに担当してきた旧家である。宿となった時は、祭礼の前年に獅子頭を預かってきて、次の年、次の宿に送るまで、床の間に収める。そして、前述の通り、祭礼の1か月前から踊りの練習の場を提供する。祭礼の前日には、同家の庭にブルーシートを敷いて、文字通り「住民総出」で、千本作りを行った。祭礼の当日には、地区の人たちに午前4時に家に集まってもらい、お祝いの赤飯を作るなど、食事の準備をしてもらう。同住民の家では、祭礼当日は、襖を全て取り払い、テーブルを2列向き合う形にして、50人以上は入れるように設定する。そして、この当日は、記念撮影をして送り出し、最後に戻ってきて一庭踊って直会をするまで、宿が、地域住民総出の祭礼の場となるのである(甲●[指示説明]53～55頁)。

このように、山木屋地区の三匹獅子舞は、踊り手となる子どもたち、囃子方となる若者たちばかりではなく、多くの地域住民たちが協力して準備を行い、祭礼に関わりを持っていたのであり、山木屋地区の人たちの絆の要となり、400年前の先祖から伝えられたという伝統の重みも相俟って、自分たちのふるさとの誇りとなっていたのである。

イ 地域の人たちの核となっていた山木屋小学校

山木屋小学校は、明治8年4月15日に開校した、山木屋地区唯一の小学校である。本件事故当時、平成22年度の同小学校の児童数は、70名であった。

山木屋小学校は、単に小学生に勉学を教える場ではなかった。同小学校の校舎の隣には、体育館の建物があるが、この体育館は、地域内の多目的施設として、小学校で使用されるだけでなく、地域の人たちの様々な交流の場として使用されていた。

また、小学校で行われるイベントも、小学生だけのものではなく、地域の多くの住民たちも参加して行われるものであった。例えば、運動会は、午前中は小学生がメインとなり、小学校と PTA とで進めるが、午後は中学生以上の生徒や大人たちも集まり、地区が一体となって行われた。山木屋小学校の運動会は、「山木屋小学校大運動会」ではなく、「山木屋地区大運動会」と銘打たれており、同地区の体育協会が小学校と一緒にプログラム作成の段階から関わっていた。また、運動会の後は、各地区に戻って、地区の人たち毎に懇親会が開かれた。運動会は、山木屋地区の人たちの結束と融和を図るイベントとなっていた。

また、山木屋小学校の運動場を利用して、毎年春と秋の 2 回、地区(山木屋地区に 11 ある行政区)対抗の球技大会が開かれた。男子はソフトボール、女子はバレーボールを行っていた(春には、職場チームの参加も認められた)。球技大会が終わると、各区に戻って反省会が行われた。反省会には、球技大会に出場しない人も呼ばれ、地区民全員参加の会となっていた。

それから、お盆には、12 時間ソフトボール大会が行われた。この大会は、故郷を離れている人の帰省に合わせて開催された。これは、帰省をしている人たちとの旧交を温め、親睦を図り、ふるさとに帰るのを楽しみにしてもらおうという狙いもあった(甲●[指示説明]29～31 頁)。

このように、山木屋小学校やその運動場は、様々な、地域が一

体となるイベントが行われる、地域の人たちの交流と親睦の核となっていたのである。

ウ 地域と一体となった、未来を見据えた子どもたちの教育

山木屋地区には、広大な山林をはじめとする豊かな自然(但し、かつてと比べると失われた自然もたくさんある)があり、寒冷地であるという地域的な特性がある。山木屋地区では、この地域の特性を生かし、地域の人たちが一体となり、未来に向けた発展性のある子どもたちの教育に取り組んでいた。

現在の山木屋小学校は、平成 8 年に移転新築されたものであるが、その際に、隣接する山林を買い上げた。この山林は「学びの森」と名付けられ、豊富に取れるキノコを楽しんだり、木に樹名板が取り付けられていたりするなど、子どもたちが身近に、休み時間にできても、自然散策ができるような場所とされていたのである。

また、山木屋小学校の PTA が核となり、単なる学校の支援団体ではなく、山木屋地区の大人たちをも巻き込んで、「少しでも豊かな自然を取り戻し、みんなで守ろう」ということをめざし、地域の緑化推進、環境保全等を目的として、昭和 55 年に、「緑の少年団」が結成された。「緑の少年団」は、地区の財産区の山に杉を植えたり、下草刈りをしたり、真福寺の山に雪折れに強い品種の杉や樺を植えるなど、地区の人たちと一緒に植林活動を行った。また「緑の少年団」では、炭焼き小屋で炭焼きをしたり、そこで作った炭を自然栽培の農園に使ったり、水の浄化や除湿に用いたりという体験をした。その農園で取れた蕎麦や小麦は、収穫したら収穫祭を行って、地域の人たちと一緒に蕎麦やうどんを打って楽しんだ。鶏小屋を作って軍鶏を飼い、子どもたちが生きものに触れる体験をさせたり、そこで取れる軍鶏の卵のおいしさを味わう体験をさ

せたりした。炭焼き小屋は、炭焼き体験のために周辺地域からも子どもたちが訪れるなどしており、地域間の交流の場ともなっていた。

このように、「緑の少年団」では、子どもたちが活動を通して自然の大切さ、緑の森というものは簡単にはできないことを学び、且つ豊かな自然を利用した様々な活動を行っていたのである。そして、「緑の少年団」の活動は、自然観察、緑化運動、造林活動において、数多くの受賞歴を有しており、全国的にもその名を知られていた(以上、甲●[指示説明]32～35頁)。

それから、山木屋地区では、寒冷地であり、冬には稲刈りを終えた田に水を張ると厚い氷が張ることを利用して、昭和58年、「絹の里やまきやスケートリンク」が設けられた。このリンクを開設する動機となったのは、山木屋の子どもたちは冬になると炬燵に引き籠り勝ちだったので、何とか冬場でも屋外で子どもたちの遊び場を作り、体力作りをしようということであった。

スケートを習い始めた子どもたちは、次第に上達し、このリンクから福島県代表の国体選手に育ち、やがて海外にも遠征するようになった。このリンクは、国体選手をこれまで53人も排出するという快挙を成し遂げた。また、平成7年に行われた福島国体では、福島県代表のスケート選手は14名であったが、その内の9名は山木屋の子どもたちであった。

このように、やまきやスケートリンクは、山木屋地区の特性を生かして作られ、本件事件前までに、山木屋を全国に誇れる地域にしていたのである(以上、甲●[指示説明]43～46頁)。

エ 子どもたちがいなくなって崩壊する山木屋の文化

以上に挙げた、三匹獅子舞、緑の少年団、やまきやスケートリ

ンクは、何れも、子どもたちが主人公である。

本件事故後、山木屋小学校は、川俣南小学校の校舎を間借りして開校している(甲●[指示説明]29頁)。しかし、本件事故による避難生活によって転向する子どもが増え、本件事故前に70名いた児童数は、4、5、6年生全部合わせて17名に減っており、しかも3年生以下が一人もいない。あと3年もすれば、山木屋小学校の児童は0になってしまう可能性もある。既に述べたように、山木屋小学校は、地域の文化の核となっていた。この地域の文化の核が失われたら、山木屋全体の文化が失われてしまうことになる。子どもたちの遊ぶ声があちこちから聞こえてくる、かつての山木屋の姿は、今はもうない(甲●[指示説明]37～38頁)。

子どもたちがいなくなり、山木屋地区の伝統文化であり、誇りでもあった三匹獅子舞を受け継ぐこともできなくなった。三匹獅子舞保存会副代表を務める住民菅野清一は、400年続いてきた、「あの太平洋戦争の最中でさえ一度も途絶えることなく続いてきた三匹獅子舞が、東電の原発事故によって一瞬にして途絶えてしまった。原発事故で潰されたのは、悔しい」と述べている(甲●[指示説明]27～28頁)。

山木屋地区の特性を生かした地域づくりをするために行われていた活動も、主人公の子どもたちがいなくなって、中断せざるを得なくなった。やまきやスケートリンクの創設以来、運営万般に亘る責任者を務めてきた住民大内秀一は、「自分たちの住む山木屋を誇りに思える地域にしようと思った。でも地理的条件や気象条件は変えることができない。それで山木屋にある良いもの素晴らしい者を掘り起こして、素晴らしい地域にするしかないと考えた。それで思いついたのが、緑の少年団であり、田んぼリンクである」

「次世代を担う子供たちがこの地域にいないければ、故郷喪失以外の何ものでもないと思う」「本当に悔しいし、残念だ。今まで私たちがやってきたのは何だったのだろう」と述べている(甲●[指示説明]46～47頁)。

4 まとめ

本件検証で明らかとなったのは、次のような点にまとめられると思われる。

①山木屋の人たちは、周囲の里山や農地も含めた広い敷地に建つ広い家に大家族で住み、自然の恵みを楽しみつつ、ゆったりとした生活を送っていた。

②山木屋の主産業である農業や牧畜業は、里山の産物を利用し、且つ相互に連携を取りながら、営まれていた。

③商店は、山木屋の人たちになくてはならない商品を提供するばかりではなく、住民たちの憩いの場ともなっていた。

④山木屋では、地域が一体となって伝統文化である三匹獅子舞を支えてきた。

⑤山木屋では、地域の誇りとなるような新しい活動を、子どもたちを主人公に据えて、地域が一体となって行ってきた。

⑥ところが本件事故は、住民たちを従前の生活から切り離して窮屈な生活を強いることとなった。

⑦本件事故は、農地や里山を汚染し、農業や牧畜業を継続することを困難にした。本件事故は、山木屋の主産業を潰滅に近い状態とした。

⑧本件事故は、地域の住民をばらばらにし、商店の経営を立ち行かなくした。

⑨本件事故は、地域から子どもたちを失わせ、地域の核となっていた小学校の存続を危うくしており、且つ、地域の伝統文化や新しい活動を

途絶えさせた。

本件事故は、山木屋地区から、地域の安全性、産業、文化(伝統文化及び新たな文化を含む)、人、地域の継続性を奪い去ったものであり、これらのことが本件検証によって明確になったのである。